土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

2　平成二十九年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、勧告遊休農地である田若しくは畑が勧告遊休農地である地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）又は勧告遊休農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、これらの事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項、第三項及び第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	次の各号に掲げる	附則第十七条の三第二項に規定する
	当該土地又は家屋に対して	勧告遊休農地（同条第一項に規定する勧告遊休農地をいう。以下この条において同じ。）に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準（勧告遊休農地に係る部分に限る。以下この条において「勧告遊休農地固定資産評価基準」という。）により修正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第三項	前項各号に掲げる	附則第十七条の三第二項に規定する
	、当該土地又は家屋に対して	、勧告遊休農地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第五項	第二項各号に掲げる	附則第十七条の三第二項に規定する
	当該土地又は家屋に対して	勧告遊休農地に対して

土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	勧告遊休農地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

3　平成二十九年度以降の第二年度又は第三年度の固定資産税について第一項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条第二項から第六項までの規定の適用を受ける土地に対して課する当該第二年度又は第三年度の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
基準年度に係る賦課期日に所在する土地（以下この表において「基準年度の土地」という。）で附則第十七条の三第一項の規定により読み替えられた第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第二年度	当該勧告遊休農地（附則第十七条の三第一項に規定する勧告遊休農地をいう。以下この表において同じ。）である土地についての農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合に相当するこの表において「当該土地」という。）に類似する土地（当該土地が勧告遊休農地以外の農地である場合には、当該土地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合に相当する勧告遊休農地以外の農地とした価格（当該土地が勧告遊休農地以外の農地である場合には、当該土地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合に相当する勧告遊休農地とした価格）に係る部分に限る。）を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した